

令和6年度

事業計画

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会

目 次

1	社会福祉協議会の根拠	1
2	坂城町社会福祉協議会の事業推進の目的	1
3	理念	1
4	令和6年度事業計画	2
5	主要事業	2
	〔1〕組織の運営と基盤強化	2～4
	(1) 社協会員の募集	
	(2) 支部活動の推進	
	(3) 広報活動	
	(4) 役職員の研修	
	(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（福祉サービス第三者委員の設置）	
	(6) 施設の運営	
	(7) 理事会・評議員会等組織に関わる代表者会議の開催	
	(8) 社協基盤の強化	
	〔2〕地域福祉事業の推進	4～11
	(1) 社協たすけあいサービスの実施	
	(2) ファミリーサポートセンターの運営	
	(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、登録受付、ボランティア育成	
	(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防	
	(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進	
	(6) 在宅介護者への支援	
	(7) 生活資金にお困りの方へ	
	(8) まいさぼ出張窓口相談所（一次相談窓口）の設置	
	(9) 生活にお困りの方へ　フードバンク・日用品提供事業	
	(10) 生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業	
	(11) 子ども食堂「こどものひろま in 夢の湯」の開催	
	(12) 長野県あんしん未来創造センター生活支援プロジェクトへの参画	
	(13) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ	
	(14) 成年後見支援センターの設置	
	(15) 心配ごと・法律相談所の開設	
	(16) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所	
	(17) 「赤い羽根共同募金」のお願い、「日赤活動資金」のお願い	
	(18) 共同募金運営委員会、審査委員会の開催	
	(19) ボランティア等活動への助成	
	(20) 地域支援グループ活動支援	
	(21) 福祉教育推進事業(学校・地域向け)	
	(22) 福祉団体の事務	
	(23) 災害福祉カンタンマップ作成支援	
	(24) 災害時に備えた体制づくり	
	(25) 準要保護家庭、被災者等への援護事業	
	(26) 外出支援サービス（通院等外出の支援）	
	〔3〕障害福祉サービスの実施	11
	(1) 障害福祉サービスの提供	
	(2) 障害者希望の旅の実施	
	〔4〕介護保険サービスの実施	12
	〔5〕総合事業への取り組み	12
	〔6〕その他の事業	13
	(1) 福祉機器貸し出し	
	(2) 車いすリフト車貸し出し(軽自動車)	
	(3) 社会福祉士ソーシャルワーク実習受入	
	(4) その他	
6	お問い合わせ	14
	巻末資料：地域活動支援センターの活動	15

1 社会福祉協議会の根拠

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。社協は、社会福祉法第 109 条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている、公的な性格をもつ民間の団体です。

社協は県・市区町村ごとに組織されていて、長野県では県及びそれぞれの市町村ごとに社会福祉協議会が設置されています。

2 社会福祉協議会の事業推進の目的

坂城町社会福祉協議会は、昭和 58 年 11 月に社会福祉法人として設立認可されました。みなさんが住み慣れた地域で幸せに生活できるよう、地域のみなさんと共に様々な社会福祉活動に取り組んでいる民間の福祉団体です。

地域のみなさんが抱えている様々な生活上の課題（ニーズ）を、住民のみなさんをはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉・保健・医療・教育などに関係する方々・団体や町とともに考え、話し合い、協力しながら解決を図り、「福祉のまちづくり」を進めることを目的としています。

社協の運営は、原則として、地域住民のみなさん、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。民間組織としての「自主性」、広く住民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、二つの側面を合わせ持っています。

3 理 念 みんなが自分らしく安心して笑顔で暮らせる地域づくり

- ・私たちは笑顔と思いやりをもって明るい福祉のまちづくりに貢献します。
- ・私たちは地域のニーズに基づく健全な福祉サービス事業を推進します。
- ・私たちは向上心をもって地域課題、組織作りに謙虚な姿勢で取り組みます。

4 令和6年度事業計画

近年の少子・高齢化の進展、核家族化や高齢者世帯の増加などにより、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、多様化する福祉ニーズや複合化した地域課題の解決に向けた取り組みが求められています。

このような状況下、改正社会福祉法で個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域の生活課題に対応する重層的な支援体制づくりが制度化されたことから、本会においても地域福祉を推進する中核的な団体として、地域や住民同士がつながり、支え合い、助け合う「地域共生社会」の実現に向けて、関係団体や地域住民と協働しながら、包括的な支援体制の整備を図ります。

相談・支援事業については、「まいさぼ信州長野」と連携した生活困窮者自立支援相談事業に加え、就労、入居保証、フードバンク事業等、制度の狭間の生活課題について関係団体と連携して対応するとともに、生活福祉資金特例貸付の対象者等の生活再建に向けたフォローアップや支援に取り組みます。

また、昨年立ち上げた町内の社会福祉法人・福祉施設連絡会では、本会と介護・障害施設が相互に連携・協働しながら地域における公益的な取り組みを進め、地域住民に広く周知を図るとともに、本会の介護サービス・障害福祉サービスについても、利用者目線に即したサービスの向上に努め、利用者を選択される特色ある施設運営を目指します。

防災福祉では、能登半島地震を教訓として、大規模災害に備えた災害支援体制や災害ボランティアセンターの設置・運営等災害福祉の体制整備に取り組むとともに、災害時の活動備品整備助成等、地域住民同士が支え合う災害時の仕組みづくりの支援を進めます。

町で計画されている新複合施設の建設が具現化してきています。本会においては、新複合施設の建設を視野にいれながら、本会の経営・事業方針の将来ビジョンを明らかにし、今後の具体的な方向性を示していく中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

5 主要事業

〔1〕 組織の運営と基盤強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくために、多様な関係者と協働しながら福祉事業を行っています。令和6年度は、支部社協（自治区）をはじめ、民生児童委員、社会福祉法人や福祉施設等と情報共有を密にし、地域福祉における連携、協働の強化を図り、相互に助け合えるネットワークの体制づくりを進めます。

また、今後も安定した福祉事業を提供できるよう、基盤強化を図ります。

(1) 社協会員の募集

福祉課題は、公的な福祉サービスだけでは解決できないことがたくさんあります。そこで、住民の皆さんとの福祉活動や住民の皆さんによる福祉活動「住民相互の支え合い」が欠かせません。社協会費の会員制度は、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に地域の福祉活動に参加していただくことを目的としています。皆さんからの会費は貴重な福祉活動の財源として、地域ニーズや困りごと、ボランティア活動の推進や生活サポート事業等地域福祉に役立てられます。また、会費を納入いただくことで、福祉事業を広く皆さんに賛同・周知され、皆で協働・参加することにもつながります。

本年もご理解ご協力いただくために、広く募集を呼び掛けていきます。

- ①一般・特別会員（会費）の募集（令和6年9月1日～9月30日）
- ②賛助会員（会費）の募集（ ” ” ）

【社協会費基準額】

一般会員（会費）	1口	800円
特別会員（会費） ※より社協事業に賛同いただける方に協力をお願いする会費です。	1口	1,600円
賛助会員（会費） ※企業団体として社協事業に賛同いただける法人等にご協力をお願いしています。	1口	10,000円

(2) 支部活動の推進

- ①支部組織との連携強化
- ②支部組織への活動費の助成

(3) 広報活動

- ①社協だより 年間6回発行（偶数月発行）
- ②ホームページへの情報随時掲載
- ③Facebookによるボランティアや地域福祉推進の情報発信
- ④各種事業、イベントのポスターやチラシの作成、掲示・配布



新ホームページ top

(4) 職員の研修

- ①職員を対象とした内部研修会の実施
- ②職員の研修等の参加促進（スキルアップ）
- ③県社協その他団体の主催する専門研修・生涯学習研修等への参加

(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（福祉サービス第三者委員の設置）

社会福祉協議会のサービス全般に対するご意見や苦情の解決に、社会性・客観性を確保するとともに、利用者が気軽に相談いただけるよう第三者組織を設置し、より透明度が高い風通りの良い事業所体制に取り組みます。

(6) 施設の運営・経営

- ① 老人福祉センター (指定管理基本協定令和6年～令和8年度)
※災害を想定し、老人福祉センターが要援護者等の支援や災害ボランティアセンターとして機能できるように整備を進める。
- ② 在宅介護支援センター ()
- ③ 地域活動支援センター (※巻末資料参照)
- ④ 地域密着福祉拠点「ぼだい桜の杜」の運営
地域密着型老人デイサービス事業(認知症対応型通所介護)を施設の中核とし、地域の集まりごとをはじめ、高齢者・障がい者・ボランティア及び子育て世帯の広範な人々が利用できる福祉拠点としての運営を行っています。

(7) 理事会・評議員会等組織に関わる代表者会議の開催

- ① 理事会
令和6年5月上旬(書面決議予定) 令和7年2月中旬
6月上旬 3月中旬
11月中旬
- ② 評議員会
令和6年6月下旬
令和7年2月中旬(書面決議予定)
3月下旬
- ③ 評議員選任・解任委員会
令和6年5月下旬(書面決議予定)
令和7年2月下旬(書面決議予定)

(8) 社協基盤の強化

経営基盤の安定と強化を図るため、長期的な視点に立った経営戦略計画の策定に取り組みます。

[2] 地域福祉事業の推進

地域福祉事業は、社会福祉協議会の行う事業の根幹を担う事業の一つです。多様化・複雑化する生活課題に応じた福祉サービスを展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動しています。

(1) 社協たすけあいサービスの実施(介護保険対象外サービス)

日常生活に支障をきたし、介護保険制度では対応できない場合の一助として、有資格者による介護サービスをきめ細かく提供します。

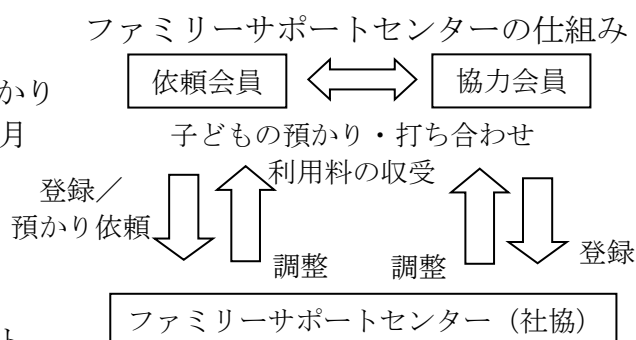
【サービス内容・料金】

- 身体介護 内容：入院時の準備・介助、買い物の同行、服薬の確認
見守り介助(認知症の高齢者の見守り)
料金：1時間まで 2,800円 30分毎追加 1,400円
- 生活援助 内容：買い物代行、必要品の調達、簡単な庭の仕事、
掃除・部屋の模様替え、通常以外の調理等 など
料金：1時間まで 2,000円 30分毎追加 1,000円

(2) ファミリーサポートセンターの運営（お子さんのいるご家庭向け）

子育てと仕事の両立を図るため、また保護者の子育てによる心身の負担を和らげるため、「子育てを手伝ってほしい方」（依頼会員）と「子育てを手伝いたい方」（協力会員）の相互援助の仕組みをつくり、活動の調整や支援をはじめ、新たな会員確保や更なるスキルアップ等のため、研修を行っています。

- ①依頼会員からの活動依頼の調整
- ②病児・病後児（※）預かりの実施
- ③イベント・学校行事中の子ども預かり
- ④協力会員の研修および定例会(1カ月に1回)の開催
- ⑤登録等に関するご相談（随時）
- ⑥保育園・幼稚園等への会員登録の呼びかけ
- ⑦子育て家庭における育児のサポート



※風邪などの自宅で療養できる程度の病気にかかり、医療機関から第三者に預けてもよいとする許可を得た児童。

(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、登録受付、ボランティア育成

地域の福祉力を向上させるためには、住民一人ひとりの意識向上が必要不可欠です。社会福祉協議会では、ボランティア活動を始められるきっかけづくりとして、これまでも各種ボランティア養成講座を開講し、その種まき活動を続けてきました。また昨年度からこどものひろまを再開したことを受け、町内企業、ファミリーサポート協力会員、民生児童委員の皆さんからボランティアの協力をいただいています。

- ①ボランティアスクールの開講
- ②子育てサポーター（ファミリーサポートセンター協力会員）養成講座の開講
- ③サマーチャレンジボランティア（中高大学生向け ボランティアあつ旋）
- ④傾聴ボランティアに関する相談
- ⑤点字郵便物の相談及び支援調整
- ⑥年末おせちの配達
- ⑦ボランティア団体・NPO・個人ボランティアへの活動支援(※)、相談、登録、調整



こどものひろま in クリスマス

※ボランティア活動保険（災害ボランティア保険）、ボランティア行事用保険の窓口事務を含む

(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防

高齢社会の今、一人暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。社会参加活動のひとつとして人とふれあう機会を提供するとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生活や健康について、自宅訪問や相談支援等を行っています。

- ①家庭への訪問指導
（自宅へ保健師・看護師が訪問し、疾病予防、介護予防、機能維持等について指導や相談を行っています。介護保険サービス利用者は対象外です。）

(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進

町内在住のおおむね 65 歳以上の方を対象に、介護予防のため健康体操や脳トレ、様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、工作や季節の行事など、参加者同士で交流を楽しめるいきがい活動を実施しています。

① いきがい広場

開催場所：老人福祉センター（毎週火・金曜日）

上平ふれあいセンター（毎週水曜日）

対象者：町内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方

活動内容：介護予防運動指導、趣味活動、脳トレ、工作、レクリエーション、その他

利用料：300 円

※開催時間や内容により利用料を変更することがあります。

※送迎料は別途いただきます。

※当面の間、昼食等提供は控えています。

(6) 在宅介護者への支援

自宅で家族の介護を行っている方を対象とした、介護に関する悩みや不安を軽減していただくための相談会を実施しています。併せて、心身のリフレッシュを図る日帰り旅行や食事会、茶話会等も企画していきます。

(7) 生活資金にお困りの方へ

①生活福祉資金貸付（長野県社会福祉協議会事業）

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を目的としています。本会はその窓口として相談に応じ、貸付元である長野県社会福祉協議会と相談者世帯の橋渡しを行っています。

②ささえあい資金貸付（本会単独事業）

ささえあい資金貸付事業は、一時的に切迫した経済状況により生活費が不足している場合、または緊急を要すると認められた場合に貸付を行う本会独自の貸付制度です。

貸付限度額：1 世帯 3 万円まで

償還期間：1 年以内

償還方法：月賦償還または一括償還

③コロナ特例貸付の借受世帯の状況把握や相談支援体制の強化

コロナ特例貸付の借受世帯について、世帯の状況把握や個々の状況に合わせた生活支援やフォローアップを行いながら、生活の安定化（自立）を支援します。また、それを実施するために地域に根差した相談体制を整備します。

(8) まいさぼ出張窓口相談所（一次相談窓口）の設置

生活困窮者自立支援法施行に伴う長野生活就労支援センター「まいさぼ信州長野」は、「生活に困っている」「仕事をしたくても見つからない」など、生活の困りごとについての相談を受け、各関係機関と相談者とで問題を解決していく自立相談支援機関で、本会は一次相談窓口を町から受託し実施します。今後も関係機関と連携をとりながら相談者の暮らしのサポートを行います。

(9) **生活にお困りの方へ フードバンク・日用品提供事業**

生活資金がなく食糧を買えない方のために、数日～数週間分の食糧を世帯員数に応じて提供できるよう、町民の皆さんに食糧提供の協力を得ながら行っています。ご家庭で余っている保存性の高い食品の募集や、お米や野菜などの提供登録を行うなど、緊急時に役立てられるよう実施します。

【食糧例】 缶詰、瓶詰、インスタント食品、ペットボトル飲料、調味料 他

【日用品例】 トイレットペーパー、生理用品 他

(10) **生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業**

生活困窮世帯で引きこもりや不登校により学習の機会が断たれている傾向にある児童に対し個別に家庭訪問したり、学習支援に限らず野外活動や社会参加に向けた活動を行ったりすることで、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に実施しています。また本事業は長野県から受託して実施するもので、まいさぼによる自立相談支援をはじめ、関係機関や地域住民等と連携を図りながら、坂城町における支援体制の構築に努めます。

(11) **子ども食堂「こどものひろま in 夢の湯」の開催**

この事業は、子どもがこの地域で健やかに安心して暮らせることを目指し、保護者をはじめ地域のボランティアと一緒に食事を重ね、子どもの居場所づくりの一つとして開催するものです。定期開催することと併せ、食堂を支援するボランティアの募集と、参加者層を広げるための広報の推進も図ります。

開催頻度：2ヶ月に1回

会場：老人福祉センター夢の湯

参加対象：①子ども（高校生ぐらいまでの子）

② ①の保護者

主な支援者：ファミリーサポートセンター協力会員、主任児童委員、他ボランティア



(12) **長野県あんしん未来創造センター生活支援プロジェクトへの参画**

各市町村社協が連携し、様々な生活課題、福祉課題を抱える方々の総合相談・生活支援機能を高めるため、就労・アパート等入居における保証人支援や食糧支援など安心して暮らせる支援を実施するものです。住民の生活課題に対応できるよう参画していきます。

① 就労における身元保証、アパート等入居における保証

② 障がいがある方への医療受診等支援

③ 自宅を片付けられなくなってしまった方への孤立対策

④ 生活に困窮する方への買い物同行支援

⑤ 乳幼児のいる生活困窮家庭への物品提供

(13) **福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ**

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用をはじめ、金銭管理などに関わる相談や支援を行っています。

- ①日常生活自立支援事業（長野県社会福祉協議会事業）
 対象者：認知症、知的障害、精神障害のある方
 支援内容：福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳等の書類預かり
 - ②日常的な金銭管理サービス事業（本会単独事業）
 対象者：坂城町にお住まいの、おおむね65歳以上の方または20歳以上の身体障害のある方
 支援内容：預貯金の払い戻しの代行、公共料金等の支払いの代行 など
- ※①、②ともに、本人が契約内容を理解できることが条件です。
 ※①、②ともに、金銭管理には利用料がかかります。
 ※①、②において本人との契約が困難な場合は、成年後見制度等の利用について相談・情報提供を行います。

(14) 成年後見支援センターの設置

判断能力に欠けた認知症や障がいのある方のため、その人の暮らしをサポートしたり契約行為等を代理で行う「成年後見制度」の相談窓口として、「成年後見支援センター」を町から受託して行います。成年後見制度の利用に関する相談や利用支援活動など、町民の皆さんに少しでも身近に感じていただける活動を進めています。

- ①成年後見制度相談手続支援
- ②申立申請支援

(15) 心配ごと・法律相談所の開設

毎月2回、役場を会場として、心配ごと・法律相談を実施しています。法律に係る相談は弁護士または司法書士に、誰かに悩みを打ち明けたいなどの相談は、心配ごと相談員に相談いただけるよう計画しています。

- ①心配ごと・法律相談所開設 ※詳細のチラシを全戸配布予定（4月）

会場：役場3階

日時：毎月10日と20日（土日・祝祭日と重なる日はその前後の平日）

9：30～12：00（相談時間は1枠30分間）

心配ごと相談員：14名（民生児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談員、女性専門相談員）

法律相談員：長野県弁護士会上田在住会

：長野県司法書士会上田支部

※相談を希望される場合は、事前に社協へ電話予約をしていただく必要があります。

- ②心配ごと相談員研修会、情報交換会の実施

(16) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所

結婚に向けて活動する方のために、良きご縁への一助となるよう結婚相談事業を行っています。登録者自身がより積極的に活動していただき出会いの機会を増やすことを目的に、NAGANO ai MATCH への登録について推進を図ります。併せて、出逢いのきっかけづくりとして婚活イベントも開催します。

①ヤングヒューマンネットワーク事業

○結婚相談日の開設 時間： 9：00～11：00（予約制）

結婚に関する相談、 NAGANOaiMATCH 新規ご登 録受付 場所：老人福祉センター夢の湯	5月 12日（日）	10月 5日（土）
	6月 8日（土）	12月 7日（土）
	7月 6日（土）	令和7年2月1日（土）
	8月 3日（土）	3月 1日（土）

○独身男女の結婚相談

○NAGANO ai MATCH 登録・更新・相談受付事務

②イベントの開催

○出会いイベントの企画（坂城町・千曲市合同／2回程度予定）

(17) 「赤い羽根共同募金」のお願い、「日赤活動資金」のお願い

社会福祉協議会の地域福祉事業の多くは、町民の皆さんからご協力いただく赤い羽根共同募金によって成り立っています。今後も募金についてご理解ご協力いただけるように準備を進めてまいります。

また、日本赤十字社の活動資金のご協力もお願いしています。この資金は国内における災害救援、医療活動、国際的な人道支援活動に使われます。

①日赤活動資金募集 : 5月1日～5月31日

②赤い羽根共同募金運動：10月1日～12月31日（戸別、法人、各種団体等からの募金）

※老人福祉センター夢の湯に設置している自動販売機の売上の一部は、赤い羽根共同募金として寄付されます。

(18) 共同募金運営委員会、審査委員会の開催

町民の皆さんからいただいた赤い羽根共同募金をより公平に配分するため、共同募金運営委員会、審査委員会を開催し、その委員会のもとでボランティアグループ等事業への配分助成金について審議します。透明性をより高め、そしてより身近な募金運動として活動できるよう努めます。

(19) ボランティア等活動への助成

町内で活動するボランティアグループ、福祉団体、学校等が、地域に根ざした活動を継続的に行えるよう支援することを目的に、その事業に対する助成を行っています。助成金の原資は赤い羽根共同募金です。

・対象団体等

①ボランティアグループへの福祉事業助成

②福祉団体への福祉事業助成（NPO 法人を除く）

③福祉協力校への福祉事業助成（小中高5校）

④その他必要と認められた公募事業助成

⑤災害時活動備品整備等助成

本助成事業は、区や自主防災会等組織が、災害時における住民の避難活動や災害時支援活動を行う際に必要となる物品や備品の整備補助や災害時や避難活動のための周知等を目的とした勉強会等を行う場合に申請できます。

(20) 地域支援グループ活動支援

地域支援グループは、高齢者や子ども、障害の有無に関係なく、誰もが地域の一員として参加できる任意の団体です。地区の中には様々な団体や活動があると思われませんが、参加したくてもできない方、家に閉じこもりがちの方など社会参加が難しい方に対しても、参加を促し、地域住民同士のつながりや支え合いを推進するグループ活動です。

内容は月に1回程度、数百円の会費を持ち寄り、お茶のみや手芸、健康体操、子どもとのふれあいなどを計画して、公民館などみんなが集まれる場所で行われています。社会福祉協議会は、この活動に対する支援や立ち上げのお手伝い等を行っています。

- ①立ち上げ支援（立ち上げ費用助成、消耗品等）
- ②遊具等貸し出し
- ③グループリーダー研修会（年に1回）
- ④送迎補償保険の掛金の助成
- ⑤講師派遣に係る相談
- ⑥グループ活動向け支援研修会（複数回）
- ⑦介護予防体操の指導・レクリエーション活動及び支援



(21) 福祉教育推進事業（学校・地域向け）

福祉教育推進事業は主に小中高校児童生徒を対象にしたもので、福祉用具や地域資源を利用して、高齢者や障がいのある方の気持ちを体験する擬似体験や、団体・地域に住む方との交流を通じて、自分と他人の心を見つめなおす過程を踏み福祉の心を育てるための、学校と共同で行うプログラムです。学校、地域と連携を図りながら推進します。

- ①福祉器具体験のための物品等貸し出し（アイマスク、車イスなど）
- ②講師の派遣、調整、相談、器具取り扱い説明、福祉教育に関する講演
- ③福祉教育活動プログラム作成・相談
- ④SST（ソーシャルスキルトレーニング）のプログラム提案

(22) 福祉団体の事務

社会福祉協議会は、様々な福祉団体の窓口業務（問い合わせ、郵便物仕分け、通知発送、連絡調整などの基本的な業務）を担っています。また社協と団体との共同で実施する事業もあることから、連携を図りながら進めています。

- ①坂城町シニアクラブ連合会
- ②坂城町身体障害者福祉協会
- ③坂城町手をつなぐ親の会
- ④坂城町赤十字奉仕団

(23) 災害福祉カンタンマップ作成支援

これまで本会が取り組んできた「災害時住民支え合いマップ」は、作成後の更新が行いにくいことや作業のハードルが高いなどの理由により他地域に比べ作成が進まない現状がありました。このような中、長野県社協においてICTと実際のハザードマップを併用した「災害福祉カンタンマップ」の実証実験を各地で行い、より実働しやすい仕組み作りを進めています。本会においてもこのシステムを利用し、地域住民同士が支え合う災害時の仕組みづくりをあらためて進めます。

(24) 災害時に備えた体制づくり

地震・台風等による大規模災害発生時の、災害支援体制や災害ボランティアセンターの設置・運営等防災福祉の整備に向けて、坂城町と「災害対策相互協定書」の締結に向けて活動します。また、災害が起きても法人や事業所が機能できるよう、本年度は災害時備品の段階的確保を行います。

- ①災害対策相互協定書の締結に向けた活動
- ②災害時用備品の整備

(25) 準要保護家庭、被災者等への援護事業

ひとり親家庭や準要保護家庭へ激励金を交付するほか、火災等で被災された世帯への援護事業を行っています。

- ①歳末激励金の交付（年末期：準要保護家庭へ）
- ②火災見舞い
- ③赤十字奉仕団炊き出し援護（広域的災害）
- ④災害時における相互支援（県内における県内社協災害時相互応援協定による）

(26) 外出支援サービス（通院等外出の支援）

車いす等を利用されており、単独で公共交通機関の利用が困難な方のための、医療福祉機関等への送迎を目的とした、運転手付きの有償移送サービスです。車の乗り降りも運転手がお手伝いします。利用には事前登録が必要です。

- 対象者：①介護保険の「要支援・要介護者」の方で、車いす利用の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方で、車いす利用の方
- ③その他下肢不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により孤立した歩行が困難な方で、車いす利用の方

移送範囲：町内、旧上田市、千曲市、長野市南部の一部

※行き先によって利用料金が異なります。



車いすに乗ったまま乗車できます

[3] 障害福祉サービスの実施

障がいがあっても住み慣れた自宅、地域で暮らせるよう生活等の相談及び助言、援助をケアマネジメントします。

(1) 障害福祉サービスの提供

- ①相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）
障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等を行います。
- ②居宅介護
障がいをお持ちの方の在宅における日常生活を支援します。
- ③重度訪問介護
重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がいのある方への日常生活を支援します。
- ④訪問入浴介護
浴槽を積んだ車両が自宅に伺い、部屋で入浴できるサービスを実施します。
- ⑤移動支援
本人の余暇活動に同行することで、安心して活動できるよう支援します。

(2) 障害者希望の旅の実施

障がいがあり外出が困難で家族だけではなかなか旅行に出かけられない方のため、また、各団体における会員相互の親睦や連絡調整等の福祉の増進を図ることを目的に、各種福祉団体と共同で日帰りバス旅行を実施しています。

- ①障害者希望の旅（坂城町身体障害者福祉協会と実施）
- ②ふれあいバスハイク（坂城町手をつなぐ親の会と実施）

[4] 介護保険サービスの実施

利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、指定サービス事業者として、質の高い介護サービスの提供をするとともに、広く地域の福祉問題にも目を向け、地域住民と共に支えあえる地域づくりの構築に努めます。

- ① 居宅介護支援（ケアマネジャー）
生活や介護で困っている方の相談に応じ、より良い生活が送れるように支援します。介護保険サービスの利用が必要な方には、適切なサービス利用に向けたケアプランの作成を行います。
- ②訪問介護（ホームヘルパー）
利用者の特性、生活状況を鑑み、計画に沿って生活支援を実施します。
- ③訪問入浴介護
浴槽を積んだ車両が自宅に伺い、部屋で入浴できるサービスを実施します。
- ④通所介護
宅老所ぼだい桜の杜のデイサービスでは、家庭の中にいるような温もりを感じながら一日楽しく過ごせるようサービスを実施します。



訪問介護員の研修の様子



ケアマネジャースタッフ

[5] 総合事業への取り組み

介護予防のさらなる取り組みと多様な生活支援体制が求められる中、「生活支援体制整備事業」の一環として、町の委託を受け活動しています。今後も地域（坂城町）の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、町包括支援センターとの連携を図りながら自治区等とともに地域づくりを進めていきます。

- ①介護予防・日常生活支援総合サービス事業
 - ・介護予防訪問型サービス事業
 - ・介護予防訪問型サービス A

②坂城町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

- ・地域に不足しているサービス及び支援の創出
- ・サービス及び支援の担い手の養成
- ・活動する場所の確保
- ・関係者間の情報共有
- ・地域ニーズとサービス提供主体の活動マッチング
- ・推進協議会への参加

[6] その他の事業

(1) 福祉機器貸し出し

一時的に身体の不自由が生じたとき、または介護保険の利用申請をしてから介護認定を受けるまでの間など、様々な福祉用具を無料で貸し出しを行っています。

- ①車いす
- ②歩行器
- ③ポータブルトイレ
- ④介護用ベッド（手動リクライニング）
- ⑤簡易式スロープ

※貸出期間は最長1カ月です

※ベッドの貸し出しはマットレスのクリーニング代として3,300円をいただきます

(2) 車いすリフト車貸し出し（軽自動車）

本会では、車いすに乗ったまま病院等へ外出ができる軽乗用型リフト車（2台）の貸し出しを行っています。ご家族等による運転で外出できます。近年リフト車の貸し出し件数が増加していることから、2台の軽乗用型リフト車を配備しています。



車いすに乗ったまま乗降できます

新

(3) 社会福祉士ソーシャルワーク実習の受入

大学や専門学校から社会福祉士養成課程における「社会福祉士ソーシャルワーク実習」の実習生を坂城町社会福祉協議会として受け入れ、各部署において社会福祉士として必要な知識及び援助技術を取得するための実習指導を行います。

実習生を受け入れることは、職員にとっても日常の支援を再考する学びの機会となります。各教育機関における実習指導担当と実習生との打ち合わせを通じて、地域における関係機関の専門職、民生児童委員、ボランティア、NPO、当事者組織、町内会等の社会資源に関わる人々について理解を深める機会を提供します。

(4) その他

- ①福祉バス運行管理
- ②町指定ごみ袋販売（地域活動支援センター・社会福祉協議会窓口）
- ③その他本会の目的に沿った活動

6 お問い合わせ

坂城町社会福祉協議会へのお問い合わせは次のとおりです。

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会 代表

電話	82-2551
FAX	82-8005
Email	ssakaki@janis.or.jp
HP	https://www.ssakaki.com/
Facebook	https://m.facebook.com/100071400642079/

在宅介護支援センター
(ケアステーションさかき)

電話	82-0333
----	---------

介護保険事業所
・居宅介護支援事業所
・訪問介護事業所
・訪問入浴介護事業所
・ぼだい桜の杜

電話	82-2551
----	---------

電話/FAX	82-1992
--------	---------

地域活動支援センター

電話/FAX	82-4000
--------	---------

障がい者相談支援事業所

電話	82-2551
----	---------

老人福祉センター夢の湯

電話	82-2551
----	---------

坂城町地域活動支援センターの活動

心身に障がいのある方々が、「生産活動」「生活訓練」「文化活動」などを通じて規則正しい生活リズムを身につけ、仲間との親睦を図りながら生きがいのある生活が送れるよう支援する通所の施設です。

～事業内容～

◎生産活動

*自主製品作り（織り物・縫製・手芸品など）

・・・丁寧に製品を作ることをご心がけています。

*企業からの受注作業

（段ボール組み仕切り、小箱貼り、カタログ袋詰め、ラベルシール貼りなど）

・・・工程を分けて、それぞれができることに取り組んでいます。



【自主製品】



【織り物】



【チラシ入れ】



【段ボール組み仕切り】

◎生活訓練

*当番活動（洗濯・掃除など）

*料理教室については休止中

*買い物ツアー

◎文化活動（行事）

※行事の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況をみながら実施

- ・創作活動
- ・音楽教室
- ・レクリエーション
- ・新年会
- ・お花見
- ・クリスマス&忘年会
- ・野外研修
- ・外食（テイクアウトや出前の利用）



【三十段の雛飾り
・須坂市】



【レクリエーション
・数合わせゲーム】



【恒例の初詣・
生島足島神社】



【歯科指導】

※「令和5年度NHK歳末たすけあい募金特別配分」にてミシン2台購入